

令和4年12月（令和4年度第9回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和4年12月23日(金) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (14名)

委員	1番	坂口利邦
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 2番 富永浩二 3番 白田利秋

5. 議事録署名委員 13番 冷水正行 14番 吉永良行

6. 議 題 議案第28号 農地法第3条許可申請の件について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

第9回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので、ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和4年度肝付町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中14名で、富永委員と白田委員から欠席届が出ております。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、13番の冷水正行委員と14番の吉永良行委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第28号から議案第29号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、11月29日に第2回水田農業推進会議が開催されました。推進委員と合わせて委員で13名の方が出席されておりました。その中で私も水田農業とは全く関係ありませんが、畑作農家への支援について要望・意見を伝えたところでした。皆さんも様々な会合に出席された際に、今後の農業を担っていく若い人たちのために発展的な意見を述べていただければと思います。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第28号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は11件の申請です、所有権移転の売買が6件と贈与が5件となっています。売買の6件は、畑が8筆で6,939平方メートルです。贈与の5件は田が12筆で14,141平方メートル、畑が6筆で10,888平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で485平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で1,886平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆で1,686平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で1,188平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番、畑が1筆で730平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号 6 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番、畑が 1 筆で 964 平方メートルです。</p> <p>整理番号 7 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番、畑が 1 筆で 1,113 平方メートルです。</p> <p>整理番号 8 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、田が 1 筆で 1,908 平方メートル、畑が 1 筆で 4,320 平方メートルです。</p> <p>整理番号 9 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆、田が 2 筆で 977 平方メートル、畑が 1 筆で 1,231 平方メートルです。</p> <p>整理番号 10 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆で 6,044 平方メートルです。</p> <p>整理番号 11 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 10 筆、田が 10 筆で 5,212 平方メートル、畑が 3 筆で 4,224 平方メートルです。</p> <p>以上、11 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1 番から 11 番まであります。お目通し下さい。11 件の申請について審議に移りますが、番号の 5 番に藤井勇次委員の関係する所有権移転売買の申請がありますので、この案件から審議したいと思いません。藤井委員の退席をお願いします。(藤井委員退席)</p>
議長	<p>それでは 5 番の所有権移転について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、所有権移転売買の 5 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(藤井委員入室・着席)</p> <p>5 番を除く他の 10 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第 28 号農地法第 3 条許可申請の 11 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。</p> <p>議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和 4 年 12 月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の令和 4 年 12 月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転についてですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区は田が 3 件の 6 筆で 4,163 平方メートルでした。詳細につきましては 3 ページに掲載してあります。</p> <p>この案件は先月までの総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p>

事務局	<p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が6件の11筆で11,065平方メートル、畑が1件の2筆で677平方メートル、再設定では田が23件の67筆で66,115平方メートル、畑が2件の3筆で4,520平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が6件の16筆で13,295平方メートル、畑が4件の5筆で9,925平方メートル、再設定は田が4件の18筆で9,057平方メートル、畑が3件の3筆で4,977平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が38件の112筆で99,532平方メートル、畑が10件の13筆で20,099平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、48件の125筆で119,631平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が4ページから6ページ、高山地区が7ページに掲載してあります。以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	はい、今月は1番の所有権移転が3件、2番の利用権設定は、内之浦地区が31件、高山地区が17件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いたします。
議長	それでは1番の所有権移転について、一括審議します。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>異議なしと認め、所有権移転については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が4ページから6ページ、高山地区が7ページになります。まずはお目通しのほどお願いたします。</p>
議長	それでは内之浦地区の31件の申請分から審議します。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>それでは異議なしとのことです。内之浦地区の31件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の17件の申請分に移ります。お目通しをお願いたします。</p>
議長	それでは、高山地区の17件の申請について審議いたします。異議・意見等ございませんか。はい、上名主委員。
上名主委員	11番、上名主です。利用権設定の9番が新規就農となっておりますが、経営面積が下限面積に足りないのはどうしてでしょうか。
事務局	1ページ目の農地法第3条許可申請2番の案件と関連がありまして、売買により土地を取得される分を含めると下限面積を超えることになります。
上名主委員	はい、わかりました。
議長	他にありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>異議なしということですので、内之浦地区31件、高山地区17件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第29号については終わります。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1番から3番まであります。8ページを</p>

議 長	お開きください。報告・協議1番の「農地利用集積事業計画の解約について」10件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。 つづきまして9ページをお開きください。報告・協議の2番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が4件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-4-45」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-4-45」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、畑で3筆計1,130平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇振興会付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-45」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と藤井委員でお願いします。 つづきまして、「あ-4-46」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-46」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇町〇〇〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、田で2筆計1,145平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。 場所につきましては、〇〇振興会の〇〇地区にある田になります。以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-46」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員でお願いします。 つづきまして、「あ-4-47」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-47」について説明いたします。 申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑で2,198平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-47」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。 つづきまして、「あ-4-48」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-48」について説明いたします。 申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇会社 〇〇〇〇さんです。

事務局	<p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、地目・面積は、田が3筆計5,078平方メートル、畑が1筆で1,073平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田といこいの家の近くにある畑になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-48」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と私でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、11ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、11ページから14ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	ないようですので、その他で皆さんから何かありませんか。はい、藤井委員。
藤井委員	あっせんが出ている案件の中で、私たちが担当している地域は鳥獣被害が多く、なかなか借り手、買い手が見つかりにくい状況です。事務局はあっせんの申し出があれば受けないわけにはいかないでしょうから、ただ私たちも動いてないわけではないことを皆さんもご理解いただき、そのような中山間地域を希望される方がいないかを声掛けしていただいたうえで、ぜひ情報共有をしていただければと思います。
議長	ぜひそのような考えで、お互い協力していきましょう。他にありませんか。はい、事務局。
事務局	※会議の開催案内、活動記録簿の記載方法について説明。
議長	他にありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	<p>無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、1月25日(水)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、12月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前10時52分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和4年12月23日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜
 委 員 冷水 正行
 委 員 吉永 良行